

令和4年

第3回市議会定例会 意見書案第4号

安倍晋三元内閣総理大臣の「国葬」に反対し、撤回を求める
意見書

上記の意見書案を函館市議会会議規則第13条第1項の規定により提出
します。

令和4年9月13日提出

函館市議会議長 浜野幸子様

提出者	函館市議会議員	板倉一幸
同	同	小山直子
同	同	斉藤佐知子
同	同	福島恭二
同	同	島昌之
同	同	日角邦夫
同	同	見付宗弥

安倍晋三元内閣総理大臣の「国葬」に反対し、撤回を求める意見書

2022年7月8日、安倍晋三元内閣総理大臣（以下、「安倍元首相」という。）が参議院議員選挙の応援演説中に銃撃され死亡するという事件が発生しました。このような行為は理由や対象の如何を問わず断じて認められるものではなく、強く糾弾されなければなりません。

さて、安倍元首相の死亡を受け、岸田首相は安倍元首相の葬儀を全額国費による国葬にて行う旨を発表し、期日を9月27日とし実施することが閣議決定されました。

国葬は、かつて明治憲法下において天皇の勅令である国葬令に基づき行われていましたが、現行憲法には不適合なものとして「日本国憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律」第1条に基づき1947年に失効しており、国葬の実施やその経費の全額国費からの支出には法的根拠がありません。1967年に吉田茂元首相の国葬が実施された際に、翌年の国会答弁で当時の大蔵大臣が「法的根拠はない」と答弁しており、1975年に佐藤栄作元首相が死亡した際に国葬の実施が検討されたときも、「法的根拠が明確ではない」とする当時の内閣法制局の見解等により見送られた経過があります。

政府は、今回の国葬について、内閣府設置法で内閣府の所掌事務とされている国の儀式として閣議決定をすれば実施は可能との見解を示していますが、そもそも内閣府設置法は内閣府が行う所掌事務を定めたものに過ぎず、国の儀式に国葬が含まれるかどうかの判断基準を示しているものではないと考えるべきです。

また、政府は、安倍元首相の国葬をする理由について、「歴代最長の期間、総理大臣の重責を担い、内政・外交で大きな功績を残した」などとしています。しかし、安倍元首相の在任中に教育基本法改正、特定秘密保護法制定、労働者派遣法改正、集団的自衛権行使容認の閣議決定、安全保障関連法の制定、共謀罪の制定等が行われましたが、その内容の是非について立憲主義や憲法の基本理念に反すると指摘されるものもあ

り、加えて桜を見る会やいわゆる森友・加計問題など疑義が解明されているとは言い難い状況がある中、政府が特定の政治家の業績を一方的に高く評価し讃える儀式として国葬を行うことは、政府の当該の政治家に対する評価に対し国民にも同調を求めるに等しい行為だと言わざるを得なく、容認できるものではありません。

さらに、国葬の際の国民の対応について、忖度と同調圧力が広がることも懸念されます。1967年の吉田茂元首相の国葬の際には、「歌舞音曲を伴う行事は差し控える」、「会社、その他一般でも哀悼の意を表するよう期待する」との閣議決定がなされ、テレビ・ラジオでは娯楽番組の放送が中止され、全国各地でサイレンが鳴らされ、学校や職場では黙とうが事実上強要された事案も発生したとされています。

7月に行われた安倍元首相の家族葬の際には、道内でも一部自治体教育委員会が学校現場に半旗掲揚を要請したことが報じられていますが、子どもたちに特定の政治的価値観を強制することになると同時に、教育委員会がそうしたことを要請するのは中立性を損なうもので教育基本法に違反するとの指摘がされています。

公民問わず各機関や国民に何らかの対応が求められることになれば、国民に対して特定の個人に対する弔意を事実上強制する契機をはらむものであり、憲法に定める国民の思想・良心の自由との関係でも好ましいものではありません。

以上のことから安倍元首相の国葬の実施は到底認められるものではなく、政府並びに国会は国葬の決定を撤回するよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

令和4年9月 日

函館市議会議長 浜 野 幸 子